

掛川市告示第19号

掛川市土地利用事業の適正化に関する指導要綱（平成17年掛川市告示第59号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月20日

掛川市長 松井三郎

第2条に次の1号を加える。

(7) 法令 法律（国土利用計画法（昭和49年法律第92号）及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）を除く。）及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。

第8条中「（国土利用計画法（昭和49年法律第92号）及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）を除く。）」を削る。

第12条第1項中「法第29条」を「都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条」に改め、同条第3項中「法第29条」を「都市計画法第29条」に改める。

第13条、第14条及び第15条第1項中「法第29条」を「都市計画法第29条」に改める。

第17条第2項中「法」を「都市計画法」に、「法第32条」を「都市計画法第32条」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、宅地造成事業により設置される公共施設にあつては、この限りでない。

第17条に次の1項を加える。

4 事業者は、土地利用事業により設置される公共施設を管理する場合において、当該施設の形状、用途等を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

第22条第1項中「法第29条」を「都市計画法第29条」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。